

## 緊急事態宣言解除後の市有施設の休館等の取扱いについて

国による緊急事態宣言の解除を受け、群馬県では、「社会経済活動再開に向けたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定して、4段階の警戒度に区分した行動基準を示し、外出自粛、休業要請等を段階的に緩和していくことを決定しました。

現在は、「警戒度4」から「警戒度3」に移行し、ガイドラインに基づき緩和された内容で、県民や事業者に対して行動自粛、休業等が要請されているところです。

上記を受け、本市では、5月18日に開催した「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第3回）」において、緊急事態宣言解除後の市有施設の一時休館等の取扱いについて、別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

なお、休館等を実施している市有施設のうち、警戒度3で再開する施設については、現在、各担当課で管理委託先等との調整を行い、再開日を検討しています。

各施設の再開日については、まとまりしだい、お知らせします。

**本件に関するお問い合わせ先**

**防災危機管理課 危機管理係**

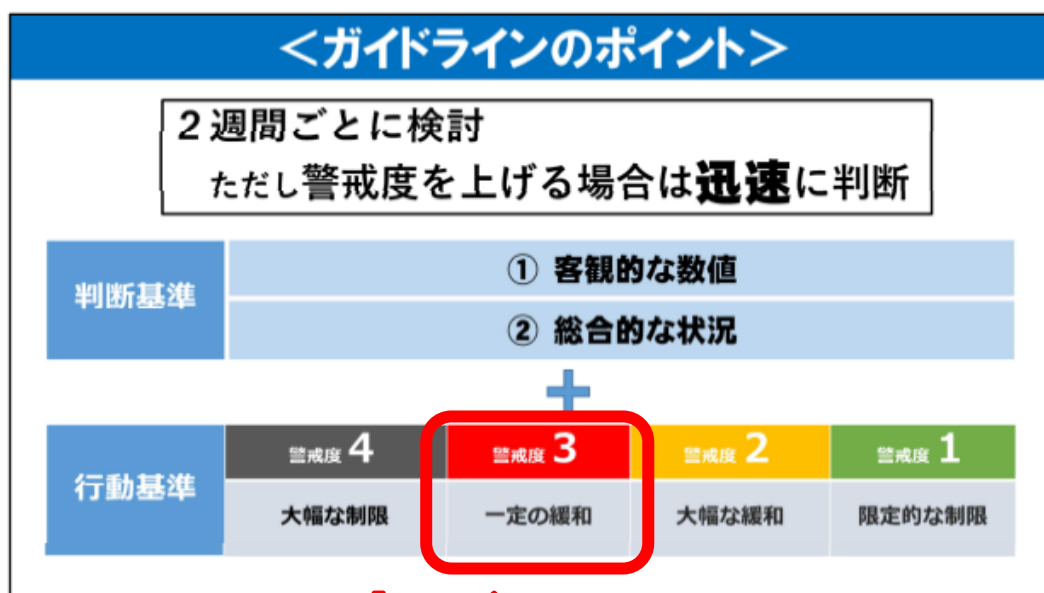
電 話    直通 / 027-898-5935

## 緊急事態宣言解除後の市有施設の休館等の取扱いについて

(群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく整理)

### 1 群馬県の方針

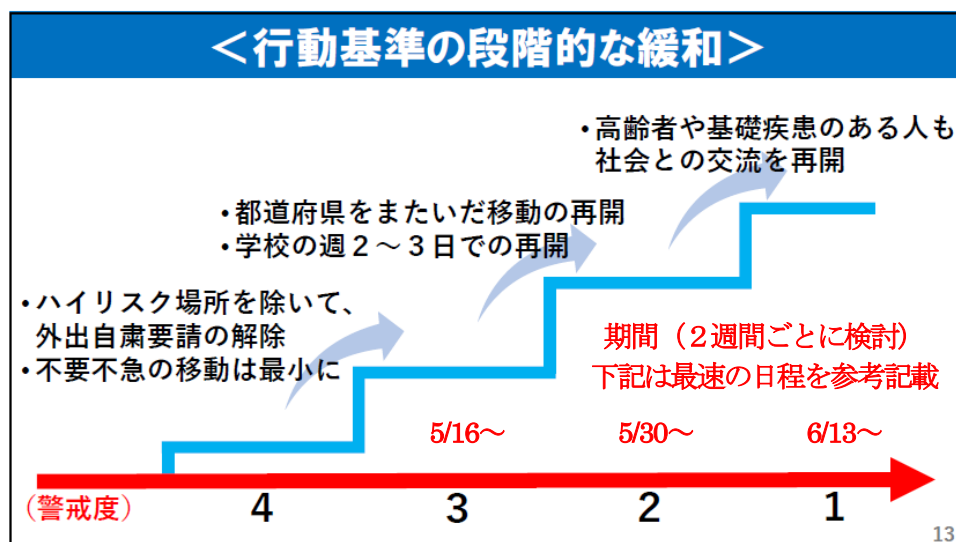
- ・ 5月14日の緊急事態宣言の解除を受け、群馬県では、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))を策定して、4段階の警戒度に区分した行動基準を示し、外出自粛、休業要請等を段階的に緩和していくこととした。
- ・ 5月16日以降は、県内全域を対象に、「警戒度4」から「警戒度3」に移行し、ガイドラインに基づく休業要請等を行うことを決定した。



**<4段階の警戒度と行動基準>**

| 警戒度 |                                      | 個人 |      |      | 事業者                                                   |                    | 【参考】学校 |
|-----|--------------------------------------|----|------|------|-------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| 区分  | 状態                                   | 外出 | 県外移動 | イベント | 休業等                                                   | 勤務形態               |        |
| 4   | 県内、都内ともに感染リスクが大きい                    | ×  | ×    | ×    | ・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請<br>・飲食店の時短営業<br>・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨<br>(7割目標) | ×      |
| 3   | 県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い | △  | ×    | △    | 一部解除<br>・高齢者施設、病院等での面会は禁止                             | テレワークの推奨<br>(5割目標) | ×      |
| 2   | 県内、都内ともに感染リスクが抑制されている                | △  | ○    | △    | 全面解除<br>・高齢者施設、病院等での面会は禁止                             | テレワークの推奨<br>(3割目標) | △      |
| 1   | 県内、都内ともに感染リスクが低い                     | ○  | ○    | ○    | 全面解除                                                  | テレワークの推奨           | △→○    |

※1 全段階で「新しい生活様式」を實踐、多様な感染防止対策を徹底  
※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり



※ 警戒度を下げる際には、1段階ずつ下げることになるが、大規模なクラスターの発生など急激に感染状況が悪化した場合は、2週間の評価期間を待つことなく弾力的に評価を行い、警戒度を即時に引き上げるという対応を取ることもある。

## 2 市有施設の休館等に関する本市の対応方針

- (1) 休館等を実施している市有施設の中には、県からの休館要請の対象から外れた施設もあるが、概ね1週間から2週間程度の準備期間が必要なことを踏まえ、これまでの方針どおり原則5月31日まで休館等を継続する。
- (2) 休館等を実施してきた市有施設について、ガイドラインにおける「警戒度に応じた休業要請対象施設例」を基に検討を行い、警戒度ごとに再開を検討する施設を区分する。
- (3) 県がガイドラインに基づき新たな警戒度の決定を行った際は、原則として、警戒度に応じてあらかじめ区分した施設について再開等を検討する。
- (4) 再開等は、準備の整った施設から随時実施する。
- (5) 施設運営に当たっては、県ガイドライン別表に掲げる「適切な感染防止対策」、国や県の要請により業種ごとに関係団体が作成する感染拡大予防に関するガイドライン等を参考に感染拡大防止対策を徹底する。

### 警戒度ごとに再開を検討する施設の区分

#### 警戒度3で再開する施設

- 屋外スポーツ施設（運動場、野球場、テニスコート等）
- 温泉施設（荻窪、粕川、富士見）
- 図書館（本館、分館）
- 文化施設（前橋文学館、アーツ前橋、芸術文化レンガ蔵、前橋市民文化会館等）
- 文化財施設（臨江閣、歴史資料館、蚕糸記念館、阿久澤家住宅、大室古墳石室） 等

#### 警戒度2で再開する施設（最速で5月30日頃検討）

- 屋内スポーツ施設（前橋テルサプール・フィットネス、温水プール、体育館等）
- 障害者教養文化体育施設
- 児童関係施設（児童館、子育てひろば、こども図書館、中央児童遊園、児童文化センター）
- 総合福祉会館（幼児室、視聴覚・図書コーナー）
- 元気21にぎわいホール、敷島公園ボート池
- 地産地消センター・農産物加工施設（起業家利用） 等

#### 警戒度1で再開する施設（最速で6月13日頃検討）

- 高齢者利用施設（老人福祉センター、みやぎふれあいの郷）
- 高齢者の利用が多い施設（公民館、コミセン、総合福祉会館囲碁将棋室、地産地消センター・農産物加工施設（その他利用）、農村環境改善センター）
- 青少年施設（赤城少年自然の家、おおさる山乃家） 等

### 3 イベント等の取扱いに関する本市の対応方針

ガイドラインに基づき、県が警戒度に応じて行う要請に準じる。

#### 5月16日以降概ね2週間程度の期間における市が行うイベント等の取扱い

- ・引き続き、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント等の開催は中止する。
- ・特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催、又は、高齢者や基礎疾患のある方を対象としたイベント等の開催については、原則延期、又は中止とする。
- ・参加者が10人程度の小規模イベント等については、県ガイドライン別表に掲げる「適切な感染防止対策」を徹底した上であれば、開催可とする。